

「鹿児島市いじめ防止基本方針」

巻末資料

1	「いじめの定義」の変遷	1
2	「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」実施要項	2
3	「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」作品コンクール実施要項	3
4	「明るく楽しい学校づくり市民大会」実施要項	4
5	いじめ対策リーフレット「STOP!!いじめ」	5
6	ネット対策リーフレット「ネット上のトラブルから子どもを守るために」	9
7	いじめ対策リーフレット「いじめをさせない、見逃さない」	15
8	いじめ問題リーフレット「相談相手の存在があなたの子どもを救う」	19
9	鹿児島市教育委員会における教育相談事業（概略図）	25
10	学校いじめ基本方針の様式例	26
11	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例	27
12	鹿児島市いじめ問題等調査委員会 対応フロー図	28
13	緊急対応と背景調査との関係	29
14	WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言	30

[いじめの定義] の変遷

《児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義》

【昭和61年度からの定義】

「いじめ」とは「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成6年度からの定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。



【平成18年度からの定義】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



《いじめ防止対策推進法による定義》

【平成25年度からの定義】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月 文科省）」では、「物理的な影響」に関する説明に、下線部の記述が加わった。

「物理的な影響とは 身体的な影響のほか 金品をたかられたり 隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【巻末資料 2】

「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」実施要項

1 趣 旨

いじめは、人権にかかわる重要な問題であり、絶対に起きてはならないことである。そこで、児童生徒がいじめのない楽しく思いやりのある学校生活を送れるように、また、児童生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図る必要がある。そのために、5月25(ニコ)日から6月25(ニコ)日までの1か月間を「いじめ防止啓発強調月間」として設定し、学校、家庭、地域を挙げていじめをなくす取組を行う。

2 主 催

鹿児島市教育委員会

3 実施期間

5月25日()～6月25日()(1か月間)

4 重点目標

- (1) 各学校において、児童生徒一人一人が、自らいじめ防止についての関心や意識を深めるとともに、児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止について主体的に取り組む。
- (2) 市立の小・中・高校生からいじめ防止をテーマとするポスターと標語を募集し、児童生徒の「いじめ防止」に対する理解と認識を深め、あわせて地域・社会への啓発を図る。

5 具体的な取組

各学校においては、学校や地域の実態に応じて、より効果的・具体的な取組を推進する。

- (1) 児童生徒に対する啓発活動
 - ア いじめ防止に向けた児童生徒の自主的活動の推進
 - イ いじめ防止や人権尊重に関する特別授業の実施
 - ウ いじめ防止のポスター及び標語作成への取組
- (2) 児童生徒のいじめ等の実態把握
 - ア 実態把握のためのアンケート等の実施
 - イ 教育相談等の実施
- (3) いじめ問題についての教職員の指導態勢づくり
 - ア いじめに関する職員研修の実施
 - イ いじめに関する諸資料の活用
 - ・ 「相談相手の存在があなたの子どもを救う」 市教委配布
 - ・ 「ネットいじめ・不登校の解決に向けて」 市教委配布
 - ・ 「よりよい人間関係づくりを目指して」 市教委配布
 - ・ 「『ネット上のいじめ』から子どもを守るために」 市教委配布
 - ・ 「STOP！！いじめーかけがえのないこどもをいじめから守るためにー」 市教委配布
 - ・ 「ネット上のトラブルから子どもを守るために～保護者が知っておいてほしいこと～」 市教委配布
 - ・ 「社会で許されない行為は子どもでも許されません」 県教委配布
 - ・ 「もし、あなたのお子さんが こんなことを書き込んでいたら こんなことを書き込まれていたら どうしますか・・・」 県教委配布
 - ・ 「インターネットのトラブルから子どもたちを守りましょう」 県教委配布
 - ・ 「いじめ対策必携」 県教委配布
- (4) 保護者に対する啓発活動
 - ア 学校だより等を通じた啓発
 - イ いじめ問題に関するPTAの会合や講演会等の実施
- (5) 地域と連携した活動の推進
 - ア いじめ防止についての地域への広報・啓発
 - イ いじめ防止に向けた地域と一体となった会合や活動の実施
- (6) 参考資料
「いじめ防止啓発強調月間」に実施した特色ある取組事例

6 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」の取組報告について

各学校の取組の状況を、別紙様式1により、 月 日 () までに、See-Smileで青少年課長あて報告すること。

7 その他

- (1) 「いじめ防止啓発強調月間」について、各地域公民館や教育施設等へも広報の協力を要請する。
- (2) 「いじめ防止啓発ポスター・標語作品コンクール」については、別途要項により実施する。

【巻末資料3】

「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」作品コンクール実施要項

1 趣 旨

「いじめ防止啓発強調月間」に、市立の小・中・高校生から「いじめ防止」をテーマとするポスター及び標語を募集し、作品作成を通して、「いじめ」に対する理解と認識を深めるとともに、実践への意欲を喚起する。

また、作品展を開催することで、広く市民への啓発に資する。

2 主 催

鹿児島市教育委員会

3 出品作品について

(1) ポスターの部 (一人1点)

ア 作品の規格は、画用紙B-3又はB-4(4切または8切)とする。

イ 作品は、未発表に限り、著作物の模写がないようにする。

ウ 絵柄は、明るく、子どもらしい、新鮮な発想のあるものとする。

エ 作品の裏面右下に、名前ラベル(別紙様式2)を貼付する。

(2) 標語の部 (一人1点)

ア 作品は、標語様式(別紙様式3)を使用する。

イ 作品は、未発表に限り、他作品の模倣がないようにする。

4 応募方法

(1) 応募は、学校単位を原則とし、各学校でとりまとめて締切期日までに応募すること。その際、応募総数一覧表(別紙様式4)及び応募者一覧表(別紙様式5-1、2)を添付するとともに、See-Smileでも締切期日までに報告すること。

(2) 応募点数は、ポスター、標語それぞれの部門ごと各学年5点以内とすること。

(3) 応募児童生徒の氏名は、学籍簿上の正しい文字で記入すること。(小学校低学年では、できるだけ指導者による記入をお願いします。)

5 応募締切

平成 年6月 日()まで必着

6 作品送付先

〒892-0816 鹿児島市山下町6-1 鹿児島市教育委員会青少年課長

7 作品審査及び発表

(1) 7月上旬、審査会で審査の上、入賞作品を決定する。

(2) 審査結果は、7月末までに学校へ通知する。

8 表 彰

(1) 個人賞：各部門ごとに次をめやすに選考する。(なお、応募点数に応じて考慮する。)

優秀賞12点(各学年1点) 特選60点(各学年5点程度) 入選(各学年10点程度)

(2) 学校賞：総合審査の結果、各部門ごとに特に優れた学校を表彰する。

※ 表彰式は、 月 日()に鹿児島市教育総合センター3階青年会館体育室で実施予定

9 その他

(1) 作品展は、 月 日()～ 月 日()まで鹿児島中央駅東口側地下通路(つばめロード)で開催(予定)する。

(2) 送付されたポスター作品は、審査会、展示会終了後、返却する。

(3) 標語の部については、すべての学校で取り組むこと。なお、送付された標語作品は、原則返却しない。(できる限り、ポスターの部・標語の部の両方に取り組んでください。)

(4) 応募された作品及び同作品の電子媒体の使用権は主催者に帰属し、いじめ防止の啓発事業等に活用されることを事前に周知すること。

(5) 問合せ先

鹿児島市教育委員会青少年課 (TEL 227-1971)

【巻末資料 4】

「明るく楽しい学校づくり市民大会」実施要項

1 趣 旨

子どもたちが、楽しく学び、明るく生活できる学校づくりを市民運動にまで発展・展開させるために、児童生徒の代表と教職員やPTA関係者など青少年の健全育成に携わる関係者が一堂に集い、学校の実践活動等の成果を確認する大会とする。

また、この大会を「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」や「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』を育てる運動強調月間」の実践と位置づけ、市民こそって青少年の健全育成を考える機会とする。

2 大会テーマ

楽しく学び、生き生きと生活できる学校づくり
～ふるさとと共にある学校をめざして～

3 主 催

鹿児島市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議
鹿児島市教育委員会

4 後 援

鹿児島市小・中学校校長会
鹿児島市中学校生徒連盟
鹿児島市PTA連合会
鹿児島市あいご会連合会

鹿児島市小・中学校教頭会
鹿児島市小・中学校生徒指導担当者会
鹿児島市校外生活指導連絡会
鹿児島市スポーツ少年団指導者協議会

5 日 時

平成〇〇年10月〇〇日（土） 9：10～12：00

6 会 場

鹿児島市民文化ホール（第2ホール）

7 参加者 約 800 人

小学校・中学校・高等学校の児童生徒
小学校・中学校・高等学校のPTA関係者
校区青少年健全育成実行委員会委員
校区あいご会連絡協議会関係者
校区公民館運営審議会及び校区コミュニティ協議会関係者
青少年の健全育成に関心をもつ市民等

小学校・中学校・高等学校の教職員
学校評議委員
家庭教育学級及び成人学級生
校区スポーツ少年団指導者協議会及び育成関係者

8 日 程

- | | |
|--|-------------|
| (1) 受 付 | 8:45～ 9:10 |
| (2) オープニング
市内小中学校音楽部（合唱部等） | 9:10～ 9:25 |
| (3) 開会行事 | 9:25～ 9:45 |
| ① 開会宣言 | |
| ② 開会のあいさつ
鹿児島市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議会長 | |
| ③ 来賓あいさつ
・ 鹿児島市長
・ 鹿児島市議会議長 | |
| (4) 学校づくり実践発表（3校程度） | 9:45～11:00 |
| (5) 表 彰
「こころの言の葉」コンクール表彰式、審査講評、作品朗読 | 11:10～11:50 |
| (6) 閉会行事
閉会のあいさつ
鹿児島市心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議学校部会部長 | 11:50～12:00 |

9 その他

- (1) 大会の進行（アナウンス）は市内中学校放送委員会の生徒が行う。
- (2) 「こころの言の葉」コンクール入賞作品の朗読は、市立高等学校放送部の生徒が行う。
- (3) ジュニアボランティア研修会等に参加した中学生等が、事後活動として受付・案内等を行う。

STOP!! いじめ

—かけがえのない子どもをいじめから守るために—



鹿児島市教育委員会

いじめとは

友だちなどから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。

いじめは

- ・人間として絶対に許されない行為です。
- ・人権侵害です。
- ・不登校の原因になったり、自殺を考えるまでに追い込んだりすることもあります。



「いじめられる側にも問題がある」
「昔もいじめはあった」
「時期がくれば、そのうち解決するだろう」

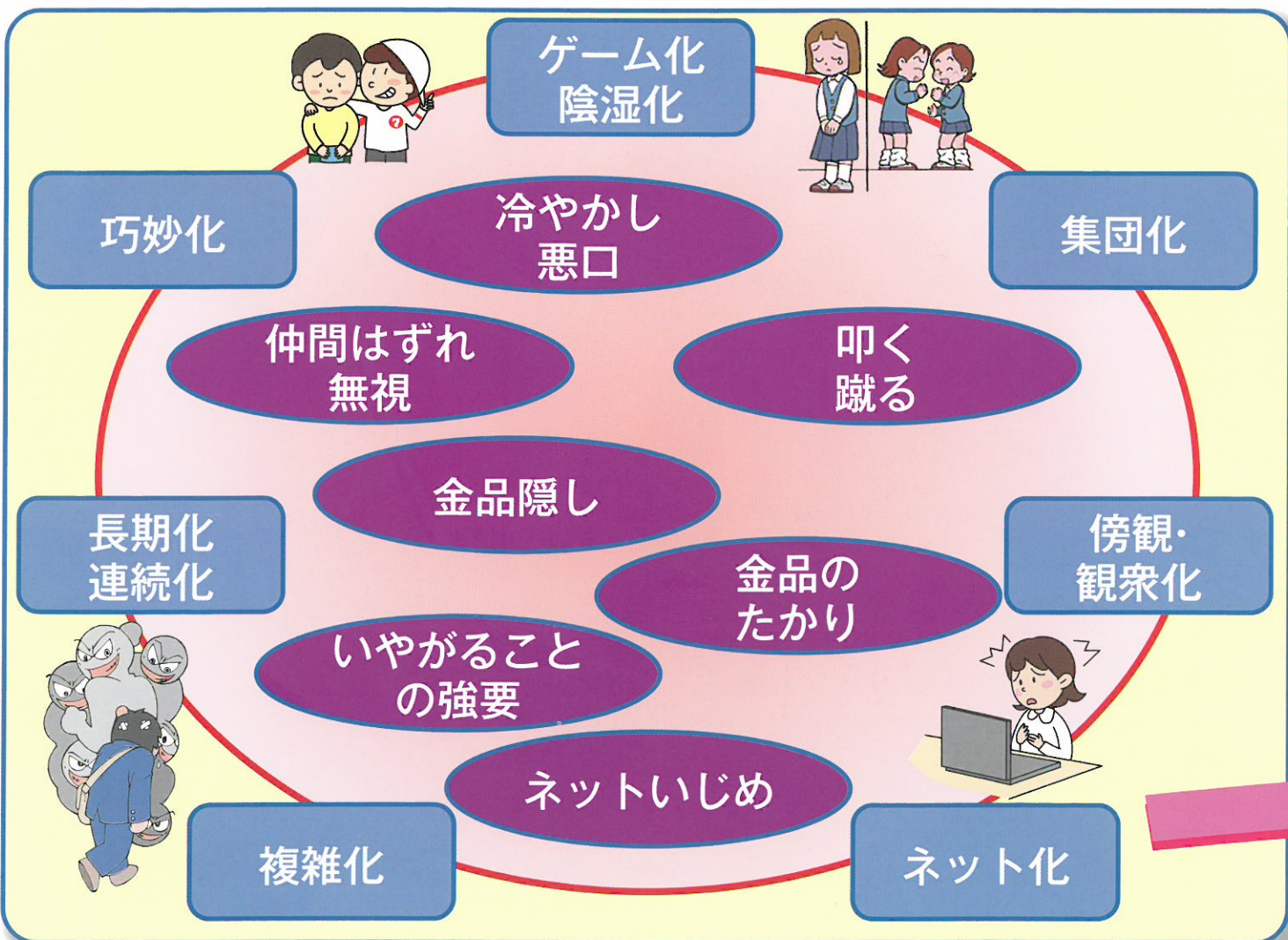
・・・という考えは、**絶対禁物**です。

- ・いじめられている子どもの気持ちを最優先に考えることが大切です。
- ・どんな理由があっても、いじめという行為を正当化してはならないのです。

注意!!



こんないじめが・・・ますます見えにくく



ネット上のいじめとは



携帯電話やパソコンを通じて、特定の人の悪口や誹謗中傷をインターネット上の掲示板などに書き込んだり、メールで送りつけたり、いじめの様子を動画サイトに投稿したりして、精神的な不安や苦痛を与えることです。

【特徴】 発見しにくい、深刻化しやすい、回収困難

ネット上のいじめ以外に、

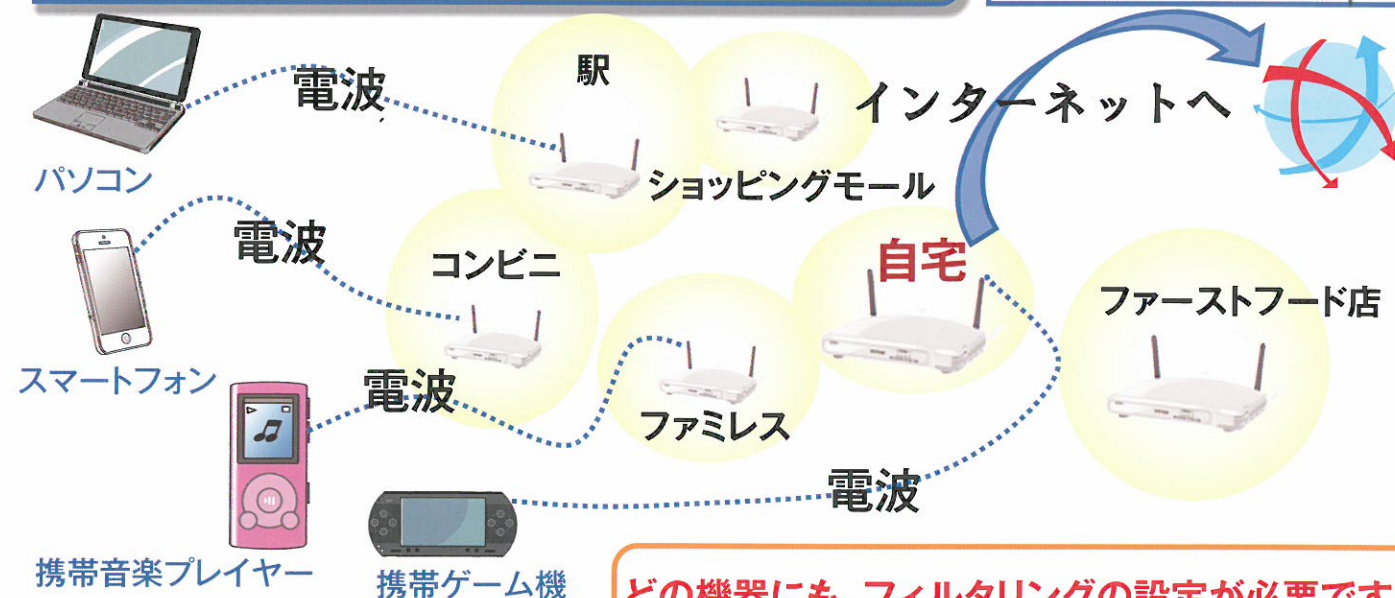
- ▲違法・有害サイトの閲覧などによる架空請求・不当請求
- ▲ゲームサイトなどの利用によるコミュニケーショントラブルや性被害
- ▲ブログやプロフへの安易な書き込みによる個人情報・顔写真などの流出など、様々なトラブルが発生しています。

携帯電話を持たせるか、持たせないかの議論も大切ですが、**子どものインターネットの利用方法の方が問題**なのです。



インターネット接続可能機器は・・・

無線LAN接続(Wi-Fi)



どの機器にも、フィルタリングの設定が必要です。

家庭内ルールを設定を・・・

親子で、よく話し合って決めましょう。

(参考例)

- フィルタリングは、はずさない。
- 自宅内では居間で使う。
- 食事中や勉強中は使わない。
- () 時以降は使わない。
- 自分の個人情報を安易に教えない、書き込まない。
- 知らない人からのメールに返信しない、絶対会わない。
- 他人の悪口など絶対書き込まない。
- ルール違反したら、使わせない。
- 困ったときは、必ず相談する。



「気づき」が大事

いじめられている、いじめている子どもの言動には変化が見られます。子どもの小さな変化に「気づく」ことで、いじめを早く発見することができます。

いじめられている子どもが出すサイン

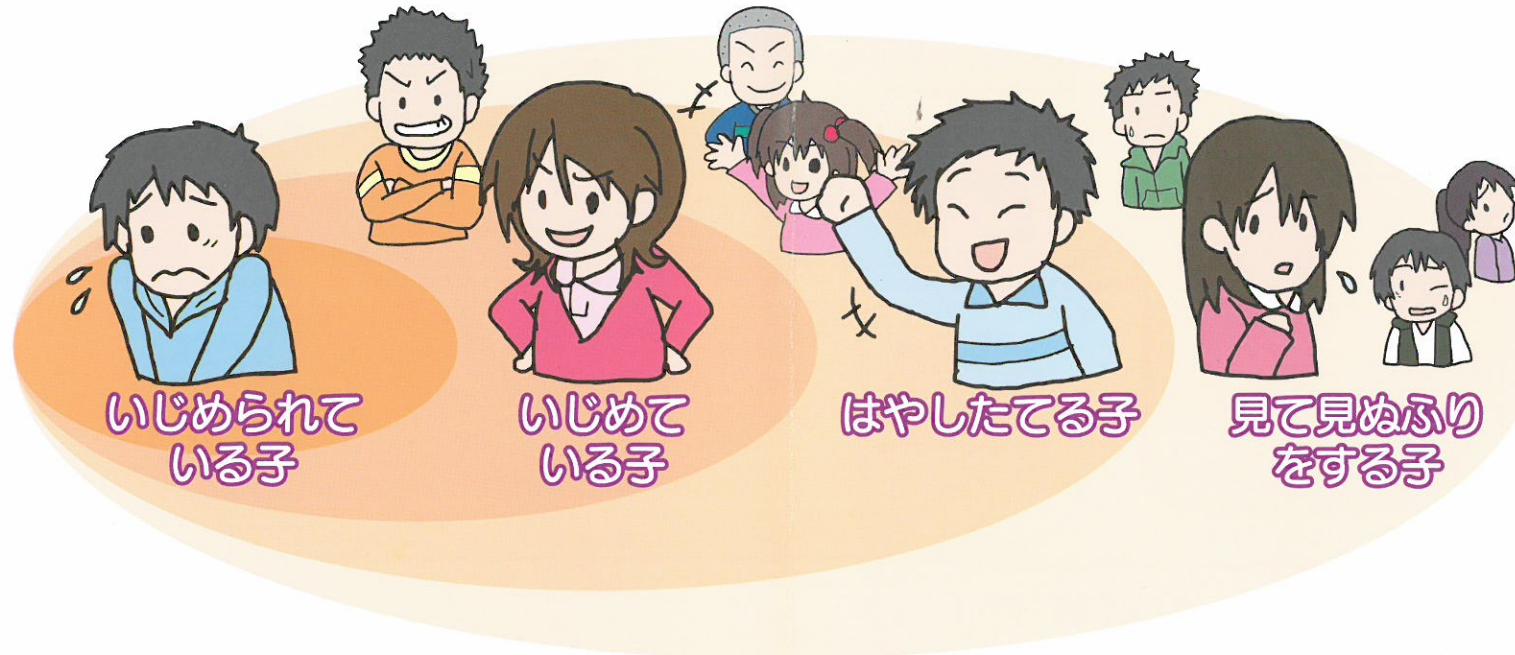
- あいさつしても返事が返ってこなくなった。
- 家族との対話を避けるようになった。
- つきあう友達が急に変わり、学校や友達のことを話さなくなった。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなった。
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物などに八つ当たりするようになった。
- 登校時に身体の不調を訴えるようになった。
- 食欲不振、不眠を訴えるようになった。
- 忘れ物が急に多くなった。
- 衣服が不自然に汚れたり破れたりすることが多くなった。
- 教科書やノートに落書きが多くなった。
- 持ち物がなくなったり、壊されたりするようになった。
- 家から金品を持ち出すようになった。
- 使い道のはっきりしないお金を欲しがるようになった。
- 電話やメールをととても気にするようになった。

いじめている子どもが出すサイン

- 「キモイ」、「ウザイ」などの言葉が増え、言葉遣いが荒くなった。
- 買い与えていない物を持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。
- ひんぱんに電話をかけたり、メールを送信したりして、その後外出するようになった。

いじめの構造・・・どの子どもにも、どの学校にも起こり得る

いじめを許さない厳しい目と、子どもの小さなサインを見逃さない確かな目をもって、学校と家庭が連携しながらいじめの問題に取り組むことが大切です。



平成24年9月に実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態調査並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果の一部です。(鹿児島県公立学校全体の数値)

【問い】

いじめを見たり聞いたりしても、何もしない理由は何だと思えますか。(複数回答)

【回答】

何かすると、自分もいじめられると思うから・・・52.8%
相談するとよけいにひどくなるから・・・24.2%

子どもたちのこのような意識が、
いじめをますます見えにくくしています

つながりの中から

学級やスポーツ少年団・部活動の友達がいじめに気づいていることもあります。

保護者同士のかかわりを少しでも多くもち、気軽に情報交換できる関係を日ごろからつくっておきましょう。いじめの早期発見につながることもあります。



だからこそ

- いじめは絶対してはいけないことを子どもに話しましょう。
- 子どもの小さな変化に気づきましょう。
- 子どもの思いを受け止めながら話を聞きましょう。
- 子どもを大切に思う気持ちを言葉や態度で伝えましょう。
- 善悪の判断や思いやりなど、人間として大切なことをしっかり子どもに教えましょう。
- 子どもの良いところを見つけてほめましょう。



日ごろから

学校では

担任に限らず、相談しやすい職員に相談してください。

- 1 訴えを真摯に聞き、お気持ちをしっかり受け止めます。
- 2 個人面談やアンケートなどを行い、状況を把握します。
- 3 状況説明や対応、その後の継続観察などを行います。



「寄り添い」が大事

いじめられている子どもは、徹底して守りましょう。いじめている子どもには、早くその行為をやめさせましょう。

いずれも、子どもの気持ちをくみ取り、心に寄り添うことが必要です。

いじめられていることが分かったら

- 本人の苦しみや恐怖心を知ろうとすることが大切です。
- 子どもの話をしっかり聞いて、気持ちを受け止め、安心感を与えることが大切です。
- 「あなたは悪くない」、「私はあなたの味方だよ」などのメッセージを伝えましょう。
- 解決のためには、学校に相談することが必要であることを十分に説明しましょう。
- 学校の先生と一緒に子どもを支えましょう。(暴行、恐喝など、犯罪行為が伴う場合は、警察に相談することも考えられます。)

いじめていることが分かったら

- いじめていることを認めたときは、まずその勇気をしっかり認めましょう。
- いじめを行うことになった気持ちや本人の言い分を十分に聞き取りましょう。
- その上で、いじめられている人の気持ちを考えさせて、いじめは絶対許されないということを話しましょう。
- 何が不満なのか、ストレスの原因は何なのか、それを解決するにはどうしたらよいかについて一緒に考えましょう。
- 直ちに事実を学校に伝え、謝罪の場を設けてもらうとともに、学校と連携を取りながら子どもを支えましょう。

インターネットに関するトラブルについて相談したいときは・・・

掲示板等への誹謗中傷の書き込みについて、削除依頼をしても問題が解決しなかったり、事件性を感じたりした場合は、警察や法務局・地方法務局に相談することが考えられます。

- 各警察署の相談窓口（24時間）
中央警察署 222-0110 西警察署 285-0110 南警察署 269-0110（いずれも代表番号）
- 鹿児島地方法務局 259-0680（代表）
インターネット人権相談受付窓口 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>（財団法人日本データ通信協会）
- 鹿児島市消費生活センター（架空・不当請求に関する相談） 252-1919

相談機関一覧

相談機関名		電話番号	相談時間等
鹿児島市教育相談室 いじめ相談 (市教育総合センター)		226-1345 224-1179	月～金 9:30～20:00 (電話) 9:30～17:00 (面談) 土 9:00～12:00 (電話、面談)
市青少年補導センター(悩み・心配ごと相談)		224-2000	月～金 9:30～17:00 (電話)
家庭児童 相談	鹿児島市こども福祉課	216-1262	月～金 8:30～17:15 (電話、面談)
	谷山福祉部福祉課	269-8473	月～金 9:15～16:00 (電話、面談)
県中央児童相談所		264-3003	月～金 8:30～17:00 (電話、面談)
子ども・家庭110番		275-4152	月～金 9:00～22:00 (電話)
かごしま教育ホットライン24		0120-783-574 (フリーダイヤル) 0570-0-78310 294-2200	24時間電話相談
県総合 教育 センター	教育相談課	294-2200	月～金 8:30～17:00 (面談) 9:00～19:00 (電話) 土 9:00～12:00 (電話) ※ 面談は要予約
	特別支援教育研修課 (子どもの障害に関する相談)	294-2820	月～金 8:30～17:00 (電話、面談) ※ 面談は要予約
PTAすくすくライン		251-0309	月～金 9:00～17:00 (電話) 祝日、年末年始は休み
少年サポートセンター 県警察本部ヤングテレホン		Tel 252-7867 Fax 252-7862	8:30～17:15 (電話、面談) 祝日、年末年始は休み
精神保健福祉協議会 こころの電話		228-9566 228-9567	月～金 9:00～16:30 (電話) 祝日、年末年始は休み

※ 面談は予約が必要なおところもありますので、事前にお問い合わせください。

きみにあるいじめスイッチ

消さないか？

鹿児島市立玉龍高等学校3年 内之倉 朋紘 さん

(平成24年度「いじめ防止啓発強調月間」作品コンクール 標語の部 優秀賞)

表紙絵：鹿児島市立犬迫小学校2年 新田 峰己 さん

(平成24年度「いじめ防止啓発強調月間」作品コンクール ポスターの部 優秀賞)